

令和4年

加古川市農業委員会  
第1回臨時総会

日時 令和4年3月24日(木) 月次総会終了後  
場所 加古川市役所新館10階 大会議室

加古川市農業委員会

# 総 会 次 第

1. 開 会

2. 議 長 選 出

3. 委 員 出 席 状 況 の 報 告

4. 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名

5. 議 案 審 議

決 議 事 項

議案第1号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積の決定について

議案第2号 加古川市農業委員会農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積にかかる狭小農地等の区域指定に関する取扱いに関する要綱の一部改正について

議案第3号 荒廃農地にかかる非農地判断のこと

附 帯 決 議

- 1 議決事項の内容については、農業委員会内で周知を図り情報共有に努めること。
- 2 議決事項中、上級行政庁の指示によって文言等の修正を必要とするときは、会長に一任する。
- 3 議決事項中、軽微な事項の修正及び違算誤字の修正を必要とするときは、会長に一任する。

6. 閉 会

議案第1号

農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積の決定について

農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積について、別紙のとおり決定するものとする。

令和4年3月24日提出

加古川市農業委員会 会長 馬 田 禧 紹

## 議案第 1 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号括弧書きに規定する別段の面積の決定について

### 提案内容

農地法第 3 条第 2 項第 5 号括弧書きに規定する別段の面積については、現行どおり加古川町、野口町、平岡町、尾上町、別府町、米田町の区域については 20 アール、これら以外の区域については 30 アールとする。

### 提案理由及び農地委員会における協議

- 1 農地法第 3 条第 2 項第 5 号括弧書きに規定する「別段の面積」(以下、「3 条下限面積」という。)とは  
農地法第 3 条では、農地の権利移動の制限について規定されており、第 2 項第 1 号から第 7 号に該当する場合においては許可することができない。

- 2 3 条下限面積見直しにかかる農地委員会の協議結果

農地法が 3 条下限面積の算定基準とする「設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね百分の四十を下らないように算定されるものであること。」の規定により、令和 4 年 1 月時点の加古川市農業委員会が所管する農地台帳のデータを集計すると、市全域において、3 条下限面積未満の農家世帯が概ね 40 パーセント以上となっていることが確認された。

については、当委員会としては、上記結果を勘案し、3 条下限面積の設定に関しては、現行どおり加古川町、野口町、平岡町、尾上町、別府町、米田町の区域については 20 アール、これら以外の区域については 30 アールとすることが適当であるとの結論に至った。

## 関係法令

### 農地法第三条第二項第五号

第一号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、いずれも、北海道では二ヘクタール、都府県では五十アール（農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積）に達しない場合

※農林水産省令で定める基準…農地法施行規則のこと

### 農地法施行規則第十七条（抜粋）

第十七条 法第三条第二項第五号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～二 省略

三 農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね百分の四十を下らないように算定されるものであること。

2 設定区域が次の各号のいずれにも該当する場合には、法第三条第二項第五号の農林水産省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、当該設定区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積とする。

一 省略

二 当該設定区域の位置及び規模からみて、当該設定区域内において法第三条第二項第五号に規定する面積（北海道では二ヘクタール、都府県では五十アールである面積をいう。）未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供する者の数が増加することにより、当該設定区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと。

加古川市農業委員会農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積にかかる狭小農地等の区域指定に関する取扱いに関する要綱の一部改正について

加古川市農業委員会農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積にかかる狭小農地等の区域指定に関する取扱いに関する要綱について、別紙のとおり改正するものとする。

令和4年3月24日提出

加古川市農業委員会 会長 馬 田 禧 紹

## 議案第2号 加古川市農業委員会農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積にかかる狭小農地等の区域指定に関する取扱いに関する要綱の一部改正について

### 提案内容

標記要綱について、1点目は、第2条 要綱の定義において、全ての場合に遊休化する恐れがある農地を含める等の修正をする。

2点目は、第2号の対象となる農地を「田まちバンクに掲載された空き家、空き地の所有者が別に所有する当該田園まちづくり地域内に所在する農地であって、将来的に遊休化する恐れがあると認められる農地」から「田まちバンクに掲載された空き家、空き地に付随する農地であって、当該空き家、空き地を取得しようとする者が管理、耕作することが適当と認められる農地」へ改める。

### 農地委員会における協議結果

表現をよりわかりやすくするとともに、第1号と第2号の対象となる農地を「空き家等に付随する農地」へと統一する修正であるため、当委員会としては、改正案の内容に問題はなく、一部改正することが適当であるとの結論に至った。

加古川市農業委員会農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積にかかる狭小農地等の区域指定に関する取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市農業委員会（以下「委員会」という。）が定める農地法（以下「法」という。）第3条第2項第5号に規定する別段の面積（以下「別段面積」という。）にかかる狭小農地等の区域指定に関する取扱いを定めることにより、単独での売買や貸借が難しい狭小農地等の遊休化を防ぎ、もって農村環境の保全や、市内外からの新規就農者の参入促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「狭小農地等」とは、次の各号のいずれかに該当する概ね1アールから5アールまでの面積の農地をいう。

- (1) 加古川市空き家バンクに登録された空き家に付随する農地であって、当該空き家を取得しようとする者が管理、耕作することが適当と認められる農地。
- (2) 加古川市田園まちづくり地域における空き家、空き地情報（以下、「田まち情報バンク」という。）に掲載された空き家、空き地の所有者が別に所有する当該田園まちづくり地域内に所在する農地であって、将来的に遊休化する恐れがあると認められる農地。
- (3) 加古川市農地情報バンクに登録された農地であって、将来的に遊休化する恐れがあると認められる農地。

(狭小農地等の取得等)

第3条 前条各号に規定する狭小農地等の所有者（以下「所有者」という。）は、当該狭小農地等の権利移転又は権利設定を希望する者（以下「申請者」という。）がいる場合にあつて、申請者の現耕作地の面積と当該狭小農地等の面積の合計が当該狭小農地等の所在する区域の別段面積に満たない場合、委員会に対し申請者と連名で別紙様式第1号により、当該狭小農地等に関する別段面積及び区域の指定を申請することができる。ただし、以下の各号に該当する農地については、原則として申請することはできないものとする。

- (1) 法第3条により賃借権、使用貸借権等が設定されている農地
- (2) 農業経営基盤強化促進法による利用権が設定されている農地
- (3) 農地中間管理事業による権利が設定されている農地
- (4) 多面的機能支払交付金事業や中山間地域直接支払交付金事業等補助事業の対象となっている農地
- (5) 作業受委託契約がされている農地
- (6) 地域等が取り組む集团的営農活動に参加している農地
- (7) 荒廃農地であつて非農地判断が相当と認められる農地
- (8) 違反転用等されている農地

2 前項の申請があつた場合、委員会は次の各号について、現地調査等を実施する。

- (1) 当該狭小農地等を適正に管理できる営農計画であること。
- (2) 前条第1号の規定による農地にあつては、原則として空き家の存在する同一集落地内に所在する農地、第2号の規定による農地にあつては、空き家、空き地の存在する同一田園まち



づくり地域内に所在する農地であって、それぞれ前号の営農計画上、当該空き家からの通作等に支障がないと認められること。

(3) 前項各号に該当しない農地であること。

- 3 現地調査等の結果、前項各号に該当すると認められる場合は、月次総会に上程し、可決された場合は直ちに公示するものとする。
- 4 前項により公示された場合は、所有者及び申請者は法第3条許可申請書を委員会に提出するものとする。ただし、法第3条許可申請書に添付された営農計画書が、先に提出された別紙様式第1号に添付されている営農計画書と内容が変わらない場合は、会長専決により直ちに法第3条許可書を交付し、直近の月次総会に報告するものとする。
- 5 前項の規定による許可がされた後、もしくは指定後相当期間経っても法第3条許可申請されない場合、委員会は、直近の月次総会において当該狭小農地等にかかる別段面積の指定を取り消す決議を行うものとする。
- 6 当該狭小農地等が加古川市農地情報バンクに登録のある農地であって、法第3条の規定による権利の取得または移転の許可がされた場合は、加古川市農地情報バンクを所管する株式会社ふぁーみんサポート東はりまに対して通知するものとする。

(取得等された狭小農地等の管理等)

第4条 申請者は、当該狭小農地等の権利を取得または移転した後、申請者は法第2条の2の規定を遵守し、当該狭小農地等を優良な農地として管理に努めるものとする。

- 2 申請者は、当該狭小農地等の権利を取得または移転した後、別紙様式第2号により少なくとも5年以上、農地の利用状況を委員会に報告するものとする。
- 3 委員会は、当該狭小農地等については、適宜、利用状況の確認を行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。(様式の改正)

(様式は省略)

加古川市農業委員会農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積にかかる狭小農地等の区域指定に関する取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市農業委員会（以下「委員会」という。）が定める農地法（以下「法」という。）第3条第2項第5号に規定する別段の面積（以下「別段面積」という。）にかかる狭小農地等の区域指定に関する取扱いを定めることにより、単独での売買や貸借が難しい狭小農地等の遊休化を防ぎ、もって農村環境の保全や、市内外からの新規就農者の参入促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「狭小農地等」とは、次の各号のいずれかに該当する概ね1アールから5アールまでの面積の農地であつて、将来的に遊休化する恐れがあると認められる農地をいう。

- (1) 加古川市空き家バンクに登録された空き家に付随する農地であつて、当該空き家を取得しようとする者が管理、耕作することが適当と認められる農地。
- (2) 加古川市田園まちづくり地域における空き家、空き地情報（以下、「田まち情報バンク」という。）に掲載された空き家、空き地に付随する農地であつて、当該空き家、空き地を取得しようとする者が管理、耕作することが適当と認められる農地。
- (3) 加古川市農地情報バンクに登録された農地。

(狭小農地等の取得等)

第3条 前条各号に規定する狭小農地等の所有者（以下「所有者」という。）は、当該狭小農地等の権利移転又は権利設定を希望する者（以下「申請者」という。）がいる場合にあつて、申請者の現耕作地の面積と当該狭小農地等の面積の合計が当該狭小農地等の所在する区域の別段面積に満たない場合、委員会に対し申請者と連名で別紙様式第1号により、当該狭小農地等に関する別段面積及び区域の指定を申請することができる。ただし、以下の各号に該当する農地については、原則として申請することはできないものとする。

- (1) 法第3条により賃借権、使用貸借権等が設定されている農地
- (2) 農業経営基盤強化促進法による利用権が設定されている農地
- (3) 農地中間管理事業による権利が設定されている農地
- (4) 多面的機能支払交付金事業や中山間地域直接支払交付金事業等補助事業の対象となっている農地
- (5) 作業受委託契約がされている農地
- (6) 地域等が取り組む集团的営農活動に参加している農地
- (7) 荒廃農地であつて非農地判断が相当と認められる農地
- (8) 違反転用等されている農地

2 前項の申請があつた場合、委員会は次の各号について、現地調査等を実施する。

- (1) 当該狭小農地等を適正に管理できる営農計画であること。
- (2) 前条第1号の規定による農地にあつては、原則として空き家の存在する同一集落地内に所在する農地、第2号の規定による農地にあつては、空き家、空き地の存在する同一田園まちづくり地域内に所在する農地であつて、それぞれ前号の営農計画、当該空き家からの通作

等に支障がないと認められること。

(3) 前項各号に該当しない農地であること。

- 3 現地調査等の結果、前項各号に該当すると認められる場合は、月次総会に上程し、可決された場合は直ちに公示するものとする。
- 4 前項により公示された場合は、所有者及び申請者は法第3条許可申請書を委員会に提出するものとする。ただし、法第3条許可申請書に添付された営農計画書が、先に提出された別紙様式第1号に添付されている営農計画書と内容に変わらない場合は、会長専決により直ちに法第3条許可書を交付し、直近の月次総会に報告するものとする。
- 5 前項の規定による許可がされた後、もしくは指定後相当期間経っても法第3条許可申請されない場合、委員会は、直近の月次総会において当該狭小農地等にかかる別段面積の指定を取り消す決議を行うものとする。
- 6 当該狭小農地等が加古川市農地情報バンクに登録のある農地であって、法第3条の規定による権利の取得または移転の許可がされた場合は、加古川市農地情報バンクを所管する株式会社ふぁーみんサポート東はりまに対して通知するものとする。

(取得等された狭小農地等の管理等)

第4条 申請者は、当該狭小農地等の権利を取得または移転した後、申請者は法第2条の2の規定を遵守し、当該狭小農地等を優良な農地として管理に努めるものとする。

- 2 申請者は、当該狭小農地等の権利を取得または移転した後、別紙様式第2号により少なくとも5年以上、農地の利用状況を委員会に報告するものとする。
- 3 委員会は、当該狭小農地等については、適宜、利用状況の確認を行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。(様式の改正)

附 則

この要綱は、令和4年3月24日から適用する。

(様式は省略)

現行	改正案
<p>第1条 略</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において「狭小農地等」とは、次の各号のいずれかに該当する概ね1アールから5アールまでの面積の農地をいう。</p> <p>(1) 加古川市空き家バンクに登録された空き家に付随する農地であつて、当該空き家を取得しようとする者が管理、耕作することが適当と認められる農地。</p> <p>(2) 加古川市田園まちづくり地域における空き家、空き地情報(以下、「田まち情報バンク」という。)に掲載された空き家、空き地の所有者が別に所有する当該田園まちづくり地域内に所在する農地であつて、将来的に遊休化する恐れがあると認められる農地。</p> <p>(3) 加古川市農地情報バンクに登録された農地であつて、将来的に遊休化する恐れがあると認められる農地。</p> <p>第3条から第5条 略</p> <p>附則 略</p> <p>別記様式 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において「狭小農地等」とは、次の各号のいずれかに該当する概ね1アールから5アールまでの面積の農地であつて、将来的に遊休化する恐れがあると認められる農地をいう。</p> <p>(1) 加古川市空き家バンクに登録された空き家に付随する農地であつて、当該空き家を取得しようとする者が管理、耕作することが適当と認められる農地。</p> <p>(2) 加古川市田園まちづくり地域における空き家、空き地情報(以下、「田まち情報バンク」という。)に掲載された空き家、空き地に付随する農地であつて、当該空き家、空き地を取得しようとする者が管理、耕作することが適当と認められる農地。</p> <p>(3) 加古川市農地情報バンクに登録された農地。</p> <p>第3条から第5条 略</p> <p>附則 略</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和4年3月24日から適用する。</p> <p>別記様式 略</p>

荒廃農地にかかる非農地判断のこと

荒廃農地にかかる非農地判断について、別紙のとおり決定するものとする。

令和4年3月24日提出

加古川市農業委員会 会長 馬 田 禧 紹

議案第3号 荒廃農地にかかる非農地判断のこと

番号	所 在	地番	登記簿地目	面積 (㎡)	所 有 者	地域調整等
			現況地目			
1	平岡町土山 [REDACTED]	[REDACTED]	田	[REDACTED]	[REDACTED]	問題なし
			雑種地	[REDACTED]		

## 附帯決議

- 1 議決事項の内容については、農業委員会内で周知を図り情報共有に努めること。
- 2 議決事項中、上級行政庁の指示によって文言等の修正を必要とするときは、会長に一任する。
- 3 議決事項中、軽微な事項の修正及び違算誤字の修正を必要とするときは、会長に一任する。



加古川市